契約条件規定書に対する質問

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
4-01	契約条件規定書	杉戸町開発行為等指導要綱によれば、敷地	
	P5	面積の3%以上の公共空地をとる必要がある	
	第9条2(総則)	と思われますが、本事業においても同要件が	
	杉戸町開発行為	適用する必要がありますでしょうか。	
	等指導要綱 第13条「公共空		
	地		
4-02	契約条件規定書	杉戸町開発行為等指導要綱によれば、ごみ置	
	P5	き場については、住宅系の場合、面積基準有	の処理については、町で行います。面積基準
	第9条2(総則)	りと思われますが、今回計画建物では、面積	はなく、構造等の仕様については、別途郵送
	杉戸町開発行為 等指導要綱	基準は無く、自己処理又は町へ処理依頼する、という理解で宜しいでしょうか。技術基準な	
	第15条「ごみ置き	とがありましたら、ご指示下さい。	
	場」		
4-03	契約条件規定書	防火水槽については、杉戸町消防細則によれ	
	P5	ば、敷地面積7,000~10,000㎡未満の場合、40	
	第9条2(総則) 杉戸町消防宅地	m3を3基設置する必要があるように思われま	
	杉戸町内的七地 開発指導に関す	すが、今回計画地に設置の必要があるので しょうか(全体計画値で消防水利が満たされて	
	る細則	いるのでしょうか)。	
	4「防火水槽」	. ,	
4-04	契約条件規定書		原案のとおりとします。
	P10 第25条(第三者に	避けることができない第三者損害は、発注者 負担となっております。この事に準拠して、契	
	及ぼした損害)	約協議に応じて頂けないでしょうか。あるい	
	XIG O'CEXT)	は、26条に規定する適切な対応を取っても通	
		常避けることができない事象=不可抗力と考	
		え、リスク分担して頂けるのでしょうか。(対応	
4-05	契約条件規定書	する保険はありません) 不可抗力により損害が発生した場合の費用増	 ご質問のとおりです
1 7 00	P10	加について、工事費増加に伴う資金の再調達	
	第27条(不可抗力	コスト等も損害金に含まれると考えてよろしい	
	による損害)	でしょうか。	
	P25 別紙4 - 1		
4-06	契約条件規定書	- 完工確認書の交付と建物の引渡しの間は、ど	第29条6項のとおり、完工確認書の交付をもっ
	P11	の程度のタイムラグがあるのでしょうか。	て所有権移転の手続きに入ります。
	第29条(完成検査		従って、完工確認書の交付と引渡の間にはほ
	及び完工・引渡)	転の手続きに入るものと理解して良いでしょう か。	とんどタイムラグがありません。
4-07	契約条件規定書	か。 本規定書第32条、第38条により、本件工事及	条件規定書のとおりとします。
	P12	び運営維持管理に係る対価の最終支払日は	契約期間と行政上の債権債務の期間(事業費
		平成38年4月25日であると理解しております。	の支払い及びモニタリング等必要書類作成)
	費等の支払)	他方、本規定書第45条において、「本契約」	は別と考えます。
	P14 第38条(運営維持	は・・・平成38年3月31日をもって終了する」と規定されています。本件事業に係る町の対価支	
	管理に要する費	払債務も「本契約」の内容に含まれる以上、町	
	用の支払)	の支払債務が残存するにもかかわらず、契約	
	P17	そのものが終了するというのは矛盾するので	
	第45条(契約期	はないでしょうか。(最終支払日を平成38年3	
	間)	月31日、或いは契約終了日を平成38年4月25日とする修正が必要と考えます。)	
4-08	契約条件規定書		I 前段は、SPCが町に対する債権を、SPCに融
	P14	融機関へ担保提供することができる」とありま	資を行う金融機関のために担保設定する場合
	第38条(運営維持	すが、これはどういう状況・事態を想定されて	を想定しています。
	管理に要する費	いるかご教示下さい。	一体不可分とするのは、町に対する債権の一
	用の支払)	また、「一体不可分」、「一体として」とあります	部にのみ担保権が設定されて、権利関係が複雑になるのを避けるためです。
		が、確定債権である設計及び建設に要する費 用にかかるサービスの対価(前回の募集要項	雑になるのを避けるためです。
		に対する質疑応答)と運営維持管理期間中確	
		定債権ではない運営維持管理に要する費用	
		にかかるサービスの対価を「一体として」処分	
		又は担保提供することができるとはどういうこ	
		とでしょうか。	

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
4-09	契約条件規定書	直ちに処置を行わなければ重大な損害を生じ	原則として、町の帰責事由による場合は町負
	P15 第39条2(施設の	る恐れがある場合においては、事業者は町の 事前の承諾な〈必要な処置を行うことができ	担、事業者の帰責事由による場合は事業者負担ないます。
	第39宗2(旭設の 修繕等)	争前の承陥な\必安な処量を行うことができ 」とありますが、事業者が処置を行った場合	
		の費用は町が費用負担を行うものと考えて宜	
		しいでしょうか?	議が生じます。
4-10	契約条件規定書	「運営維持管理業務に伴う騒音、臭気、振動	
	P15 第40条(第三孝に	寺の埋田により第二者に損害を及はしにとさ は、事業者がその損害を負担しなければなら	いないためによることや、修繕工事等が想定されます
	及ぼした損害)	ない」とありますが、"騒音、臭気、振動等"の	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	リスクとは具体的にどの様なケースを想定され	
	+ 1/4 42 // + 12 42 42	ているのでしょうか?	
4-11	契約条件規定書 P15~16	1項に記載されていることは、(1)(2)に記載 の本件施設における苦情·事故·トラブル等に	ご質問のとおりです。協議いたします。
	第41条(リスク分	ついての対処・対応が業務として規定されてお	
	担)	り、事業者はこの事と運営維持管理業務に関	
		する一切の責任を負うということでしょうか。	
		この場合、利用者のクレーム・トラブルについ	
		て管理責任を負えないケースが含まれると考えます。	
		たより。 それらを踏まえ、 具体的対処事項は、 要求水	
		準書別紙2 - 2窓口業務仕様書に記載されて	
		いない細部の事項として、協議決定されるの	
4-12	契約条件規定書	でしょうか。	要求水準書別紙2-1、2-2、2-3により、事業
4-12	P15~16	「頃(1)の指弧音との対処不可能な利用者が 6の苦情及び施設内における利用者間のトラ	
	第41条(リスク分	ブルとは、具体的にどの様な場合を想定して	
	担)	いるのか例示して下さい。	
		また、その様な場合に第3項の規定に従うと	
		は、どのような意味なのでしょうか。(第3項に は、不可抗力による事故発生の場合代48条	
		を適用するとあります)	
4-13	契約条件規定書	引き渡し前の契約解除の場合、町は事業者に	
	P19	対して設計及び建設に要する費用を支払う義	難なため、原案のとおりとします。
	第48条2(不可抗 力)	務を負わないという規定があるなかで、事業 者が事業継続の意思を持って追加費用を含む	
	/5/	契約条件の変更について協議したとしても、町	
		側に費用負担なしに契約解除できる条項があ	
		る限り、(関係者協議会を活用したとしても)協	
		議・交渉の時点においては事業者側と町側が 対等な立場で交渉できるとは言い難いと考え	
		ます。	
		よって、事業者に事業継続の意思がある限り	
		においては合理的と判断される追加費用負担	
		によって、(別紙4 - 1の費用分担)事業継続されるものとする。と言うような文言の追加につ	
		いて、協議できるものと考えてよろしいでしょう	
		か。	
4-14	契約条件規定書	単純な不動産売買と違い、事業者は応募の段	
	P19 第48条3(不可抗	階からリスクを負い、実際には契約交渉・SPC	難なため、原案のとおりとします。
	第40宗3(不可抗 力)	設立の段階よりコスト負担しながら債務の履 行をしているものと考えられます。施設の引渡	
	/5/	(着工)以前であっても、相応の費用負担して	
		いるわけですから、一定の条件の下における	
		リスク負担について協議事項として頂きたいと	
		考えます。 また、 質問回答4 - 47に保険の付保等による	
		なた、質问回音4・47に休険の竹保寺による ヘッジが可能であるとありましたが、工事以前	
		の部分(設計費・資金調達費・その他経費)の	
	+n/+ & /4 +n	コストを担保する保険はない様です。	E the latest the second
4-15	契約条件規定書 P21	構成員に町及び事業者の代表者だけではな 〈、第三者を構成員に加え意見聴取のみでな〈	原案のとおりとします。
	第53条(関係者協	意思決定に参画してもらえるように、変更協議	

質問番号 質問項目 質問内容 質問に対する回]答
4-16 契約条件規定書	